

参議院大蔵委員会会議録第六号

昭和三十三年二月二十一日(大曜日)午前十時五十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬 久忠君
理事 大内 四郎君

委員 西川 甚五郎君
江田 三郎君
平林 剛君
天坊 裕彦君
青木 一男君
岡崎 眞一君
木暮 武太夫君
左藤 義澄君
塩見 俊二君
土田 国太郎君
苦米 地英俊君
宮澤 喜一君
天田 勝正君
栗山 良夫君
野溝 勝君

政府委員 大蔵省主税局長 原 純夫君
事務局側 常任委員 木村 常次郎君
会専門員 大蔵省主税局 塩崎 潤君
税制第一課長

説明員 大蔵省主税局 塩崎 潤君
税制第一課長

本日の会議に付した案件
○所得税法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)
○法人税法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

第五部

大蔵委員会会議録第六号

昭和三十三年二月二十一日【参議院】

○印紙税法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)
○とん税法(内閣送付、予備審査)
○特別とん税法(内閣送付、予備審査)

○委員長(廣瀬久忠君) これより委員会を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案
印紙税法の一部を改正する法律案
とん税法及び特別とん税法
五案を便宜一括議題として、順次事務当局より内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(原純夫君) ただいま委員長のおっしゃられました五法案につきまして、御説明申し上げるわけでございますが、所得税、法人税は、それぞれ本法の改正案でありまして、これに付帯してと申しますか、表裏いたしました。特別措置の大部分のものにつきましては、租税特別措置法の改正案でお願いいたします。これは全文改正のつもりで用意いたしております。

従いまして、本月初め御説明申し上げました分、いわば所得税の一般の減税の分、平年度約一千二百五十四億円、初年度約一千九十二億円という減税になります。それから法人税につきましても、軽減額はわずかでございまして、三五%の軽減税率を適用する所得範囲を広げるといふ分が中心でありまして、なお、本法にも特別措置的なものは重要物産免税、それから利子所得等、生命保険料控除というより関係

のものが入っておりますので、そういうもの、さらに人格のない社団、財団に対する課税の範囲というより、また税制簡素化の意味で、予定申告の軽減なものは一括して確定申告にする、あるいは源泉徴収も、人数の少ない事業所のものには三カ月分ずつまとめて徴収するというような事柄が入っております。

印紙税法の方は、手形に對します税率を階級別定額制に直す、現在は何億円の手形でも十円の印紙でよろしいということになっておりますのを、階級別に直したいということを中心としてしております。

とん税法、特別とん税法というのは、現在トシ五円でありましてとん税を総体において十円に上げる、ただし、そのうちとん税としては八円にする、残りの十円は特別とん税というものを起しまして、これを譲与税の特別会計に入れて地方に回すという趣旨でございます。

本日はそれぞれ逐条御説明を申し上げますが、委細にわたりますものは、私別に出席せねばならぬところがございますので、関係の課長から御説明させたいと思っております。

○説明員(塩崎潤君) それではまず所得税法の一部を改正する法律案につきまして、逐条主要な改正箇所につきまして御説明申し上げたいと思存いたします。お手元に差し上げてあると思存しますが、「所得税法の一部を改正する法律案新旧対照表」これをごらんになつ

ていただければ合せでございます。まず、第一条の改正部分でございます。ごらんの方の第五号が、ここにござらん通り相当部分改正になっております。この趣旨を御説明申し上げます。

第一条第二項の規定の趣旨は、御承知のようにいわゆる非居住者、日本に住所または一年以上の居所を有しない非居住者の個人の納税義務の規定であります。このうちの五号につきまして改正いたしております。非居住者に對しましては、総合所得に對するところの納税義務があるのではなくして、ここに書いてございます一号から九号までに列記しているものについての所得に對して納税義務があるというところがここにうたわれておられるわけでございまして、そのうちの五号部分につきまして改正いたしたわけであります。この改正の趣旨は二点ございまして、まず第一点、これは九条の二項の方で説明した方がいいかもしませんが、九条の二項におきまして、社会保険制度に基きまして支給されるところの年金、退職一時金、これらにつきましては従来雑所得、または一時所得として扱っております。雇用主からもらう分まで含めて雑所得あるいは一時所得、こ

ういふふうらに扱っておったわけであります。この点は恩給的な性格と同じじゃないか、恩給と同じじゃないかという批判もございまして、この点につきまして検討いたしておったわけで

ございまして、その課税方式を雑所得あるいは一時所得でやりますと、恩給あるいは退職所得に比しまして酷な面が出てくる、不合理な面が出てくるというところで改正することにいたしましたわけでありまして、申しますのは、雑所得にいたしますと、今までの掛金部分は経費といたしまして、年金の支給を受けました際に控除いたしまして、その残りに課税する。そ

ういいたしまして、最初の年金を受領いたしましたので、最初の年、その後二、三年間掛金がございまして、課税になりませんが、その後掛金がなくなりまして全額課税になる。しかもまた一方、自分が幾ら掛金を在職中に払い込んだという点がなかなかわからないので、この点が税務行政上非常に困る、納税者も困るといふような状況でもあるわけでございますが、一方恩給の方は、私どももまあ国庫納金を給与の二%やっております。これは掛金を引かずに、ただ給与所得の後払いという建前から二割の給与所得だけ引かしまして、受領金額に對しまして課税いたしております。それともう一つ、今申しました社会保険制度でもらいますところの退職一時金につきましては、現在の扱いは一時所得という扱ひでございます。そ

ういふわけでございまして、十五万円を控除いたしまして、その残りの二分の一、その二分の一を総合課税する、こ

ういふ建前でございます。ところが退職所得になります

でございます。と

と、二十万円を控除いたしましたして、それから在職期間が十年をこしますと一年ごとに二万円を加算いたしましたして、一年ごとに二万円ずつ控除する、最高五十万円まで控除する。こういう退職所得につきまして優遇の措置が講ぜられております。それからまだなおそれだけじゃなくて、それをまたさらに二分いたしましたして、分離課税と、退職所得につきましては相当優遇的な措置が講ぜられております。退職一時金になりますと、社会保険制度で、雇用主からもらわれないものにつきましては単純な一時所得と、こんなふうな扱いになっておまして、この間のバランスが問題になるわけでございますが、まあこんなふうな関係を、このアンバランスをどういふふうに修正いたすかということが問題になるわけでございますが、私どもの検討の結果といたしましては、これは給与所得あるいは退職所得並みに扱ふのが至当じゃないか。性質から見まして恩給も共済組合から見ましてこの年金部分も、性格的に異なる。ただ雇用主じゃなくて、第三者、社会全体からの給付部分もござりますけれども、社会全体からもらう給与所得の後払いというふうなことも見ることができるといふことがござります。そういう考へのもとに、しかも三公社の職員につきましては恩給がなくなりました。全部年金になったわけでありまして、これらのバランスから見まして、恩給と年金とを差別扱いすることがいいか悪いかということが検討されたわけでございます。私どもといたしましては、これはあとから払い込んだ掛金を計算いたしました

て、雑所得と計算すること自体非常に煩雑でございますので、一応この年金につきましては給与所得として扱ふ。従いまして掛金は引きません。そのかわり二割は毎年控除するというシステムをとる。退職一時金につきましては退職所得並みに二十万円を控除し、在職期間が十年をこしますれば、一年ごとに二万円を控除し、最高五十万円を控除いたしましたして、その残りの二分の一を分離課税する。こういう方式に改めたわけでございます。従いまして、その九条の第二項の改正規定をこで受けまして、非居住者につきましても、たとえば日本に勤めておられます、やめて外国へ行っておる。日本からそういう年金的なものが出るというものは、この五号の給与所得の方に入れる、こういうことでございます。それがまあ第一点の改正でございます。

第二点は、現在の制度によりますれば、国家公務員、地方公務員は、この法律の施行地におきまして居住したは一年以上勤務期間になりました勤務に係る恩給部分だけ非居住者につきましては課税になる。具体的に事例が起つておるわけでございますが、沖繩の官公吏、これが現在、昭和二十八年の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律によりまして、日本の恩給が復活されたわけでございます。これは日本におきましては住所がございせんから、いわゆる第一条第二項の非居住者になるわけでございます。非居住者でも納税義務があるべきところ、沖繩はこの現行法によりますと、この法律の施行地ではございせん。そういういたしますと、まあその部分につきましては課税にならない

といふことが起るわけでございます。その点につきましては、ただいま申し上げました特別措置に関する法律の付則で一〇%の課税をする、本則は二〇%でございますが、一〇%の軽減税率でもつて、特に沖繩であるからという理由で課税いたしておりますが、その点から見ましても、やはり国家公務員、地方公務員というものは、その給料あるいは年金というものは、大部分国の税金から出るのだから、その源泉といたすのは日本にあると見てもいいのではないかと。そういういたしますと何もこの法律の施行地と申しますか、日本におきまます勤務期間に対応する分だけ課税しなくてもいいのではないかと。これを考へ方から、国家公務員と地方公務員につきましましては、本法施行地と施行地外との勤務の区分はしなくてもいい、いづれにいたしてもその年金、恩給は全部納税義務がある。こういうふうな修正の理由でございます。その他小さい改正といたしましては、義務の概念が若干不明確でございます。人的義務と給与的義務をばつきりいとした点の改正がござります。五号の改正としてはそういうところでござります。

その次は第一条の大きな改正点は第六項でございます。四ページの第六項でございます。いわゆる人格のない社団または財団の課税をどうするかという問題が、最近御承知のようにやかましく言われてきているわけでございます。これは私どもがやかましく言うのみならず、最近市場に売り出されておりますところの「脱税」といふ本を見ますと、世にも不思議な物語といふふう

にいわれまして、人格なき社団、財団で事業を営みますれば税金がかからないのだ、現在の租税法主義の建前から見て、人格のない社団、財団といふものは納税義務が全くないことにならぬのだといふふうなことが書いてござります。また、現実に私どもの国税庁の長官のところにある団体から、私どもは人格なき社団である、従つて現在の租税法主義の建前から申しますれば、まず第一に自分たちが雇用人を使い、それからあるいは芸能人を呼びまして報酬を支払う、これについて源泉徴収義務を現在の所得税法では個人、法人ならば支払うているが、支払うのは、支払う者と書いてござります。そういう報酬を支払う者と書いてござりますが、納税、源泉徴収義務を負わしておりますが、そういう源泉徴収義務がまずないのじゃないかという点が第一点でございます。それから第二点の質問の要旨は、しかも自分たちがたたとえば資産を持っておりまして、預金を持つておりまして利子を受け、現行の法律によりますれば、利子につきましては源泉徴収を受ける義務がござりますが、この源泉徴収を受ける義務は個人あるいは法人であつて、人格のない社団、財団にはそういう源泉徴収を受ける義務もないのではないか、こういうことを質問してきて参つております。それから第三点といたしましては、事業を営みました際に、事業から生じた収益につきましても課税する根拠が現在のところ乏しいのではないかと、現在の税務行政は、所得税、法人税を解釈通達でやつておるけれども、それは憲法上の、租税法上から、法律主義から見ましてどんなものか、回

答を願いたいというふうな質問書が出てきているような状況でございます。御承知のように現在の民法、商法は、公益法人につきましては許可主義、営利法人につきましては準則主義をとらしまして、私どもの謂つたところでは、必ずしも両者のいずれにも属しないものは、人格を持たずに団体を作れる、団体の設立を禁止いたしておりませんので、人格なき社団が出てくることは、私どもも民法、商法の講義で謂つたところでござります。私どもの税法の面におきましては、今までのところ法人税は課税できない。ただ所得税は課税できるのではないかと。個人といたしまして課税できるのではないかと。現在までのところ、最近ほどのやかましい問題は少く、まあそれで相当長らく運用して参つて支障はなかつたわけでございますが、ただいま申し上げましたような事情が起きましたし、税法を讀んで参りますと、現在の所得税法が個人、法人と割り切つておる点もござります。それから「もの」と書いてありますもの、人格なき社団といふものを含めて言う際にはひらがなで「もの」と書くのが法律用語というよりな話もござりますので、この際の一つ今、いったいような問題点を解決して明らかにする趣旨から、人格なき社団または財団で、代表者、管理人の定めがありますものにつかしまして、税法関係の規定を明らかにいたさうといたしましたが、この第六項の改正点であります。人格のない社団、財団をどうするかという点、立法政策といたしましてどういふふうな扱つかうかという点は、各国によつても種々ばらばらでございます。

イツにおきましては全体をこれを法人
といたしまして、法人税法を適用いた
しておきます。私どもの今度の解決の
仕方は、あとで法人税法の御説明を申
し上げる際に申し述べたいと存じます
が、収益事業を営む人格のない社団、
財団につきましては、これは法人とみ
なしまして、これは法人税を課税いた
そうというところにいたしました。収益
事業を営まない人格のない社団または
財団につきましては、所得税法の六項
によりまして課税関係を明らかにいた
します。ここに書いてありますように
に、まず第一に「前二項に規定する所
得についての納税義務に係る規定」、
それから源泉徴収を行つた義務がある者
にかかると規定の適用については、法
人を見まして所得税法を適用し、
こういう考え方でございまして。四項、
五項を見ますと、内地に本店または支
店があるところの法人は公社債、
預金利子、株式配当につきまして所得
税を納める義務がある、こういふこと
になっておりますので、人格なき社団
がそういう公社債、預金利子、株式配
当を持っておりますれば、この法律に
よりまして所得税を納める義務があ
る。といふことは、源泉で所得税
を徴収されるというところでございま
す。五項の方はこの内地、内地と申し
ますか、法律の施行地に本店または主
たる事務所を有しない法人、たとへば
外国におりますところの、外国に主た
る事務所のあるようなものについて
て、人格のない社団がございまして
ば、これに該当するものでございま
す。これはもう少し範囲が広くて、工
業所有権の貸付によるところの所得、
貸付金の利息の所得、それから雑収所

得と申しますか、その他資産運用の所
得、これらがお納税の義務があると
書いてございまして。これらにつきま
しては、本店、支店のない法人といたしま
して、やはり所得税の二〇〇%の税金が
課税されることになっておりますが、
これが適用になる、こういふ趣旨で
ございまして。それから源泉徴収義務の規
定は、御承知のように給与を払えば給
与についての源泉徴収義務があり、た
だいま申しました人格のない財団、社
団が芸能人を呼びまして報酬を支払う
という際には源泉徴収義務がございま
す。四十二条でございまして。この義務
の規定は当然法人として適用があるん
だ、こういふふうに改正いたさうと
いうのがこの趣旨でございまして。なお、
収益事業の課税関係につきましては、
あとで法人税法の改正の御説明の際に
申し上げたいと存じます。

生、これらにつきましては税額控除が
ございまして。そこで第八条において
は、その寡婦とはどういふものかとい
う定義があるわけでございますが、本
則といたしましては「扶養親族を有
し、且つ、老年者でないものをいう。」
と、こういふことになっております。
ただ、ただし書きに重要な例外がござ
いまして、戦傷病者戦没者遺族等援護
法によりまして遺族年金を受ける者で
は扶養親族の有無を問わないというふ
うな優遇措置が講じてございまして。こ
れは御承知の軍人恩給がまだ復活する
前の遺族年金の額が、非常に予算上の
制約もございまして少かつた関係上、
税制面で優遇措置を講ずる。で、普通
の寡婦控除ならば税額控除の五千円
でございますが、遺族年金を受ける寡婦
は税額控除は七千円だと、二千円だけ
税額控除が優遇されておたわけでご
ざいまして。ところが昭和二十八年に軍
人恩給が復活いたしまして、恩給法に
遺族年金が乗り移つたわけでございます。
そらういたしまして今まで遺族年金
をもらつておりましたものが、軍人恩給法
の恩典を受けていたものが、軍人恩給法
の公務扶助料に乗り移りますと税額控
除が受けられなくなるといふことが言
われてきたわけでございます。おかし
いではないかといふことでいろいろな
陳情、請願もあつたようでございま
す。よく実態を調べてみますと、先
ほど申し上げましたように、大体に
おきましては遺族年金は予算上の理
由から少額であるため、これまで優
遇する必要があるかと思つてございま
す。しかし恩給、公務扶助料になりまし
てからは、いわゆる元軍人であつた者
は、階級に應じて恩給が復活し

と、もう全部の所得に課税することに
なる。そういたしますと、日本に永住
する気持なくして参りました外国人に
つきましては、外国にありまるところ
の資産から生ずる所得につきましても
課税になつてしまふ。これは少しどう
も実情に即しないじゃないか、現実には
なかなかその所得はつかまりません
けれども、税法の建前は、もう住所あ
るいは居所が一年以上こしすれば、
居住者といつたしまして、所得の全部、
国内源泉所得、国外源泉所得を問わず
課税になると、これは少し実情に即さ
ない点があるんじゃないか。外国の例
を見ましても、税務行政の実際におき
ましては、その点いきなりそんなに長
くないない外国人を居住者といつたしま
して、所得の全部を課税するよなこと
はしてないところが多々ございま
す。そこで今回はその点を改正いた
しまして、第二条の第二項にありま
すように、住所がありまれば、これ
は除かれる。これは頭から日本に永住
する意思があつて、生活の本拠を日本
に移した者は当然なるわけございま
す。住居がなくて、五年以下の
居所を有する者、住所がありま
す、その後妻子を國の本國へ歸しまし
て、生活の本拠を向うへ移し、こちら
でやめ暮しをやっておるといふよう
な者は、ここでは非永住者という新し
い居住者のうちの概念を用ひまして、
こういふ者につきましては、日本で発
生いたしましたところの所得につきま
しては全額課税するが、外国源泉の所
得につきましては日本に送金されたも
のだけ課税すると、こういふこと
にすれば、先ほど申し上げました外国

の例から見まして実情に即したことに
なるんじゃないかと私どもは考へてお
ります。
その次の大きな改正点は、小さな条
文の整理を飛ばしまして、第八条でござ
いまして。「扶養親族等の定義」でござ
いまして。現在扶養親族等の定義は、「納税義
務者と生計を一にする配偶者その他の
親族」で、所得が四万円以下となつて
おります。今度は五万円と改めたわけ
でございますが、なぜ改めたかと申し
ますと、今までの慣例は、この少額の
所得につきましては、まあ少額の所得
を有する者については、まだそれでも
扶養親族に該当すると見ようという思
想でございまして、この少額の所得を
控除の金額に一致しておたわけでご
ざいまして。その点から見まして、今回
改正案が扶養親族の一人目につきま
しては一万円引き上げて五万円、こ
れ、一万円引き上げて五万円、こ
ういふことにいたしましたわけございま
すが、この点につきましては、そらう
いたしまして、この五万円と、少額所得
であるべきところの五万円と、一人目
の扶養控除の金額五万円と合せますと
十万円となる。そらうなると基礎控除よ
り多目になるといふところが欠陥でござ
いまして、今までの慣習を踏襲いた
しまして、一応一万円に上げたわけ
でございます。四万円といふ据置き
の方法もございまして、この
点は少額所得者の線を五万円に一応引
いた、こういふところでございまして。
第八条の第四項が改正されてお
ります。この趣旨は、現在のところ寡
婦、それから老年者、不具者、勤勞學

生、これらにつきましては税額控除が
ございまして。そこで第八条において
は、その寡婦とはどういふものかとい
う定義があるわけでございますが、本
則といたしましては「扶養親族を有
し、且つ、老年者でないものをいう。」
と、こういふことになっております。
ただ、ただし書きに重要な例外がござ
いまして、戦傷病者戦没者遺族等援護
法によりまして遺族年金を受ける者で
は扶養親族の有無を問わないというふ
うな優遇措置が講じてございまして。こ
れは御承知の軍人恩給がまだ復活する
前の遺族年金の額が、非常に予算上の
制約もございまして少かつた関係上、
税制面で優遇措置を講ずる。で、普通
の寡婦控除ならば税額控除の五千円
でございますが、遺族年金を受ける寡婦
は税額控除は七千円だと、二千円だけ
税額控除が優遇されておたわけでご
ざいまして。ところが昭和二十八年に軍
人恩給が復活いたしまして、恩給法に
遺族年金が乗り移つたわけでございます。
そらういたしまして今まで遺族年金
をもらつておりましたものが、軍人恩給法
の恩典を受けていたものが、軍人恩給法
の公務扶助料に乗り移りますと税額控
除が受けられなくなるといふことが言
われてきたわけでございます。おかし
いではないかといふことでいろいろな
陳情、請願もあつたようでございま
す。よく実態を調べてみますと、先
ほど申し上げましたように、大体に
おきましては遺族年金は予算上の理
由から少額であるため、これまで優
遇する必要があるかと思つてございま
す。しかし恩給、公務扶助料になりまし
てからは、いわゆる元軍人であつた者
は、階級に應じて恩給が復活し

りもずつと受ける金額がふえたわけでごさいます。ただよく調べてみますと、元兵であった階級で、遺族年金に比べまして公務扶助料が二千円程度しかふえなかつたものがあるわけでごさいます。そうなりますと税額控除の恩典とのバランスから見まして、果してよかつたかどうかという点が問題になるわけでごさいます。そういう点を考へまして、今回の改正案では、遺族年金をもらつておつたものが、恩給法の第七十五条の公務災害による死亡で公務扶助料をもらいますところの遺族、寡婦で、しかもその金額が前もらつておりました遺族年金程度のもの、それより二千円ぐらい多目と考へておりますが、その範囲のものはやはり依然として普通の税額控除よりも二千円多い税額控除を認めよう、と、控除することを認めよう、という趣旨がこの改正点でごさいます。あとで出て参りますところの寡婦それから老年者、勤労学生の税額控除につきましては、おのおの同様な形でごさいます。趣旨はそういうことから出てきたわけでごさいます。

したような課税関係に置こう、という趣旨でごさいます。

次は、第十条の三項でごさいます。簡単な改正で、この趣旨が非常にわかりにくいかわかりませんが、若干の敷衍をさせていただきますと、現在国際二重課税の防止と申しますか、国内におきまして事業を営むのみならず国外におきまして事業を営む、国外におきまして所得が発生する。そういったしますと、国外につきましては、私が先ほど申し上げましたように居住者と同様な税金をかけるのが各国の税制の建前であるようにございます。そういったしますと、外国で納めた税金をどういうふうに取り扱つか。日本は国内、外国を問わず総合して課税いたしたの、その地で生じただけの所得につきまして課税いたします。昭和二十八年の改正以前は、外国で納めた所得税あるいは法人税は損金といたしておつたわけでごさいます。しかし理論的に考えれば、やはり所得に対して課税するところの税金でございますから、法人税の中から前納めた所得税を引くと同様に、これは税額控除が当然じゃないか。従いまして国内、国外を通じてどこを日本の所得税額から、たとえはイギリスで納めたところの所得税額を控除してやるといふのが二重課税の防止の点から最もいいんじゃないかと、こういうふうな改正したわけでごさいます。それ一本で二十八年からやつて参つたわけでごさいます。御承知のように外国の税法の所得計算とわが国の所得税法によりまして、その所得計算では相当の差がございます。特に準備金関係なんかは各

国まちらの取扱いでありまして、所得がなかなか一致しない点でごさいます。第二に、わが国では、世界全体と申しますか、国内、国外を通じて損を生じておる、しかしまあイギリスだけに見ますれば利益が生じて、税金がかかる。そういったしますと税額控除の制度では、外国の税金は控除できないことになりまして、日本で納める税金の限度において控除いたすことにいたしてありますので、わが国におきまして完全な欠損と申しますか、純損失である場合は控除できない、こういうことになるわけでごさいます。

が、かえつてその関係で前の損金算入制度の方がよかつたというところが言われるわけでごさいます。そこで外国の事例なんかを調べてみますと、これらの課税関係について、大体損金算入を認めておる国が多いようにございます。そこで今回の改正におきまして、この趣旨に基づきまして改めたわけでごさいます。この三項の書き方は、カッパ書に表われておりました、今申し上げましたことが、直ちにこれから読みとれるかどうか、なかなかわかりにくいのでございまして、「(第十五条の八の規定の適用を受ける場合における当該外国の法令により課せられる所得税に相当する税を含む。）」というの、外国税額でございまして、これは損金と申しますか、必要な経費には算入しない、こういうことでごさいます。十

五条の八は、外国税額の控除を税額控除として受けた者は損金に算入しないけれども、税額控除のシステムによらずにしたものは、これは損金に算入すると、逆に読むという改正趣旨でござ

います。カッパ書きで、はなはだわかりにくいのでございまして、税額控除をしなかつた外国の税金の方は、この規定の裏から見まして、逆に損金に算入すると、こういうふうな改めたわけでごさいます。

それから、その他条文の改正規定多々ございまして、時間の関係上、十

一条の三の、今度の所得税法の改正の相当大きな目玉となつておりますところの資産所得の世帯合算の制度につきまして、若干の御説明をさせていただきます。

所得税の課税単位をどういうふうにとらえるのかという問題は、非常にむずかしい問題でございまして、各国の立法でも数多く分れておるところでございまして、御承知の通り、わが国におきましては、所得税の創設以来、家族合算制度がずっと継続されてきた。家の制度がなくなりましてからは、生計を一にする親族の合算、同居親族の合算制度が昭和二十四年まで続いたわけでごさいます。従いまして、同居親族でありましたら、資産所得のみならず、給与所得、事業所得その他雑所得、山林所得——山林所得は分離になりましたが、そういう經常的な所得につきましては、大体世帯が合算されておつたわけでごさいます。これが昭和二十五年のシャウプ勧告によりまして、給与所得あるいは事業所得的なものを合算するといふことは正しくないと、そういうことがむしろ脱税を誘発するのだと、個人主義の建前に反するのだとどういふことで、資産所得だけ合算したらどうかというふうな改められたわけでごさいます。資産所得は、何といつても、家族の名義で持つておりま

しても、実際は世帯主の支配で処分する場合が多い。これは、まあ所得税は御承知のように担税力に着目して課税するわけでごさいます。所得の帰属、あるいは所得の支配の状況によつて課税するのが至当じゃないかという議論が出てくるわけでごさいます。それとも一つ、資産所得というものは、往々にして分散されがちである。単純な名義を付して所得の分散がはかられやすい。そういったしますと、現在の所得税の建前では、税負担が人によつてかかつてくるというところで、昭和二十五年のシャウプの勧告によりまして、資産所得だけは合算するといふことになつておつたわけでごさいます。そのときは、今回御提案申し上げておりますところの、二百万円以上の所得者につきまして合算するといふようなシステムじゃなく、どんな資産所得でも合算すると、小さな資産所得でも合算すると、こういう趣旨であつたわけでごさいます。それが昭和二十六年になり、現在のようになつたわけでごさいます。また資産所得といふものが、現在のような金額によらず、非常に小さかつたわけでごさいます。しかも下の方まで合算いたしますので、手数が非常に繁雑でございまして、税務行政、納税者の便宜の点から、二十六年に廃止いたしました。現在まで至つて

いるわけでごさいます。

次に、これは各国の立法例を見てみますと、どうなつておるかとお申しますと、大体外国におきましても、資産所得的なものは合算している例が多いようでごさいます。また、イギリスについて申し上げますと、これは資産所得ではございまして、まず妻の所得は文句なしに夫の所得と見るといふふうな

国まちらの取扱いでありまして、所得がなかなか一致しない点でごさいます。第二に、わが国では、世界全体と申しますか、国内、国外を通じて損を生じておる、しかしまあイギリスだけに見ますれば利益が生じて、税金がかかる。そういったしますと税額控除の制度では、外国の税金は控除できないことになりまして、日本で納める税金の限度において控除いたすことにいたしてありますので、わが国におきまして完全な欠損と申しますか、純損失である場合は控除できない、こういうことになるわけでごさいます。

が、かえつてその関係で前の損金算入制度の方がよかつたというところが言われるわけでごさいます。そこで外国の事例なんかを調べてみますと、これらの課税関係について、大体損金算入を認めておる国が多いようにございます。そこで今回の改正におきまして、この趣旨に基づきまして改めたわけでごさいます。この三項の書き方は、カッパ書に表われておりました、今申し上げましたことが、直ちにこれから読みとれるかどうか、なかなかわかりにくいのでございまして、「(第十五条の八の規定の適用を受ける場合における当該外国の法令により課せられる所得税に相当する税を含む。）」というの、外国税額でございまして、これは損金と申しますか、必要な経費には算入しない、こういうことでごさいます。十

五条の八は、外国税額の控除を税額控除として受けた者は損金に算入しないけれども、税額控除のシステムによらずにしたものは、これは損金に算入すると、逆に読むという改正趣旨でござ

います。カッパ書きで、はなはだわかりにくいのでございまして、税額控除をしなかつた外国の税金の方は、この規定の裏から見まして、逆に損金に算入すると、こういうふうな改めたわけでごさいます。

それから、その他条文の改正規定多々ございまして、時間の関係上、十

一条の三の、今度の所得税法の改正の相当大きな目玉となつておりますところの資産所得の世帯合算の制度につきまして、若干の御説明をさせていただきます。

所得税の課税単位をどういうふうにとらえるのかという問題は、非常にむずかしい問題でございまして、各国の立法でも数多く分れておるところでございまして、御承知の通り、わが国におきましては、所得税の創設以来、家族合算制度がずっと継続されてきた。家の制度がなくなりましてからは、生計を一にする親族の合算、同居親族の合算制度が昭和二十四年まで続いたわけでごさいます。従いまして、同居親族でありましたら、資産所得のみならず、給与所得、事業所得その他雑所得、山林所得——山林所得は分離になりましたが、そういう經常的な所得につきましては、大体世帯が合算されておつたわけでごさいます。これが昭和二十五年のシャウプ勧告によりまして、給与所得あるいは事業所得的なものを合算するといふことは正しくないと、そういうことがむしろ脱税を誘発するのだと、個人主義の建前に反するのだとどういふことで、資産所得だけ合算したらどうかというふうな改められたわけでごさいます。資産所得は、何といつても、家族の名義で持つておりま

しても、実際は世帯主の支配で処分する場合が多い。これは、まあ所得税は御承知のように担税力に着目して課税するわけでごさいます。所得の帰属、あるいは所得の支配の状況によつて課税するのが至当じゃないかという議論が出てくるわけでごさいます。それとも一つ、資産所得というものは、往々にして分散されがちである。単純な名義を付して所得の分散がはかられやすい。そういったしますと、現在の所得税の建前では、税負担が人によつてかかつてくるというところで、昭和二十五年のシャウプの勧告によりまして、資産所得だけは合算するといふことになつておつたわけでごさいます。そのときは、今回御提案申し上げておりますところの、二百万円以上の所得者につきまして合算するといふようなシステムじゃなく、どんな資産所得でも合算すると、小さな資産所得でも合算すると、こういう趣旨であつたわけでごさいます。それが昭和二十六年になり、現在のようになつたわけでごさいます。また資産所得といふものが、現在のような金額によらず、非常に小さかつたわけでごさいます。しかも下の方まで合算いたしますので、手数が非常に繁雑でございまして、税務行政、納税者の便宜の点から、二十六年に廃止いたしました。現在まで至つて

いるわけでごさいます。

次に、これは各国の立法例を見てみますと、どうなつておるかとお申しますと、大体外国におきましても、資産所得的なものは合算している例が多いようでごさいます。また、イギリスについて申し上げますと、これは資産所得ではございまして、まず妻の所得は文句なしに夫の所得と見るといふふうな

国まちらの取扱いでありまして、所得がなかなか一致しない点でごさいます。第二に、わが国では、世界全体と申しますか、国内、国外を通じて損を生じておる、しかしまあイギリスだけに見ますれば利益が生じて、税金がかかる。そういったしますと税額控除の制度では、外国の税金は控除できないことになりまして、日本で納める税金の限度において控除いたすことにいたしてありますので、わが国におきまして完全な欠損と申しますか、純損失である場合は控除できない、こういうことになるわけでごさいます。

が、かえつてその関係で前の損金算入制度の方がよかつたというところが言われるわけでごさいます。そこで外国の事例なんかを調べてみますと、これらの課税関係について、大体損金算入を認めておる国が多いようにございます。そこで今回の改正におきまして、この趣旨に基づきまして改めたわけでごさいます。この三項の書き方は、カッパ書に表われておりました、今申し上げましたことが、直ちにこれから読みとれるかどうか、なかなかわかりにくいのでございまして、「(第十五条の八の規定の適用を受ける場合における当該外国の法令により課せられる所得税に相当する税を含む。）」というの、外国税額でございまして、これは損金と申しますか、必要な経費には算入しない、こういうことでごさいます。十

五条の八は、外国税額の控除を税額控除として受けた者は損金に算入しないけれども、税額控除のシステムによらずにしたものは、これは損金に算入すると、逆に読むという改正趣旨でござ

います。カッパ書きで、はなはだわかりにくいのでございまして、税額控除をしなかつた外国の税金の方は、この規定の裏から見まして、逆に損金に算入すると、こういうふうな改めたわけでごさいます。

それから、その他条文の改正規定多々ございまして、時間の関係上、十

一条の三の、今度の所得税法の改正の相当大きな目玉となつておりますところの資産所得の世帯合算の制度につきまして、若干の御説明をさせていただきます。

所得税の課税単位をどういうふうにとらえるのかという問題は、非常にむずかしい問題でございまして、各国の立法でも数多く分れておるところでございまして、御承知の通り、わが国におきましては、所得税の創設以来、家族合算制度がずっと継続されてきた。家の制度がなくなりましてからは、生計を一にする親族の合算、同居親族の合算制度が昭和二十四年まで続いたわけでごさいます。従いまして、同居親族でありましたら、資産所得のみならず、給与所得、事業所得その他雑所得、山林所得——山林所得は分離になりましたが、そういう經常的な所得につきましては、大体世帯が合算されておつたわけでごさいます。これが昭和二十五年のシャウプ勧告によりまして、給与所得あるいは事業所得的なものを合算するといふことは正しくないと、そういうことがむしろ脱税を誘発するのだと、個人主義の建前に反するのだとどういふことで、資産所得だけ合算したらどうかというふうな改められたわけでごさいます。資産所得は、何といつても、家族の名義で持つておりま

しても、実際は世帯主の支配で処分する場合が多い。これは、まあ所得税は御承知のように担税力に着目して課税するわけでごさいます。所得の帰属、あるいは所得の支配の状況によつて課税するのが至当じゃないかという議論が出てくるわけでごさいます。それとも一つ、資産所得というものは、往々にして分散されがちである。単純な名義を付して所得の分散がはかられやすい。そういったしますと、現在の所得税の建前では、税負担が人によつてかかつてくるというところで、昭和二十五年のシャウプの勧告によりまして、資産所得だけは合算するといふことになつておつたわけでごさいます。そのときは、今回御提案申し上げておりますところの、二百万円以上の所得者につきまして合算するといふようなシステムじゃなく、どんな資産所得でも合算すると、小さな資産所得でも合算すると、こういう趣旨であつたわけでごさいます。それが昭和二十六年になり、現在のようになつたわけでごさいます。また資産所得といふものが、現在のような金額によらず、非常に小さかつたわけでごさいます。しかも下の方まで合算いたしますので、手数が非常に繁雑でございまして、税務行政、納税者の便宜の点から、二十六年に廃止いたしました。現在まで至つて

制度でございます。ただ妻の所得が勤勞所得であるような場合、これにつきましては、おそらく夫婦共かせぎのよりの場合には、子供の世話費がかかるとか、家事費がふえるとかいうようなこととございまして、そういうことから、妻の勤勞所得につきましては、九分の七の控除を認められていたという状況でございます。それから西ドイツにおきましては、夫婦及び十八才未満の子女の所得は合算するというような建前になっております。ただ夫婦の一方が、配偶者と関係のないような事業に従事して得ましたところの勤勞所得、それから子女が父母と関係のない事業に従事して得た勤勞所得、これは除外する。同じ勤勞所得でも、お父さんのやっておりますところの会社に勤めてもらっている所得、これは合算する。全然よそで働いている勤勞所得だけは除外いたします。しかし資産所得は除外いたさない、こういう制度でございます。アメリカにおきましても、これは若干意味の違った合算でございますが、夫婦均分法というものがございまして、夫婦の所得は合算する、そのかわりそれを二つに割りまして、そのおのおのに税率を適用いたしまして、二倍にする。これは特徴のありますところのもの、妻あるいは夫、どちらでもいいのですが、配偶者の一方に全く所得がない場合でも、その両者の所得を、夫婦の場合には二分するといふところが違っているわけでござい

ます。この点では、日本では両方所得があります場合で、たとえば百万ずつある場合の税負担と、夫が二百万円の所得があつて、妻は何もないという場合の税金は相当違つて参りますが、アメリカでは全く同様だという点から見まして、一つの合算制度だ、こういうことが言えるのではないかと思つて、フランスも、これは長くなりますので省略いたしますが、所帯主の所得に扶養親族の所得は大体合算いたしてあります。

ただ、今申し上げました扶養親族の数で割つて、税率を計算して、また数で乗るといふようなシステムはございませぬけれども、いずれにいたしましても、各国の立法例を見ましても、夫婦は合算する例が多いし、未成年者の子女の所得は合算すると、ただ家業に因連のない勤勞所得、これはまあ除外する場が多いいのではないかと、私どもには見られるわけでござい

ます。そこで、先ほどもちよつと申し上げましたが、現在のごとき税法、今度の改正税法を適用いたしまして、一人所得のある場合と、二人の所得のある場合と、相当税負担が變つております。税額表を見ていただきますれば出て参るわけでございませぬが、たとえば一人が二百万円の事業所得と不動産所得を持つてゐる。その内訳は事業で百万円、不動産所得で百万円といたしまして、で、妻が一人いるという場合の税金は、四十八万八千五百円でございます。ところがこれが名義と申しますか、夫が百万円の事業所得を持ちまして、妻が百万円の不動産所得を持ちますと、おのおの十九万円の所得税でございますから、税額を合計いたしますと、三十八万円、そつちが同じ二百萬円の所得を持ち、生活しながら、この差が十萬八千五百円出て参る、これは改正案の計算でござい

ます。これで果していいのであらうか、所得の実態に即して課税する所得税で、果していいのであらうかどうか、まあ考えさせられるわけでございませぬ。しかしまあ、たとえば今の不動産を夫から妻にやつたとしたのだから、これは過去におきまして贈与税を払つてゐるのだからいいのではないかと、こゝろで考え方も一つ成り立ち得るわけでありませぬ。しかし贈与税は御承知のように所得税の補完税といふのではなくて、相続税の補完税でございます。死んだ場合には相続税がかかるのを、生存中に贈与したしまして、相続税の累進税率の適用を避けるというのを防ぐのが贈与税の目的でございますから、贈与税をとつてゐるからといって、所得税を合算してとつてはならないといふことにはならないわけでございますが、やはりこの点も着目いたしますれば、資産所得につきましては、先ほどから申す申し上げますような趣旨から合算したらいいのではないかと、こゝろ御提案申し上げておる次第でございます。非常にこの規定は複雑でございますし、またなお、こまかい点につきましてはは政令で規定する点がたくさん残されておりますけれども、大筋を申し上げますと、大体次のようなことにな

ると思つて、まず、合算される親族の範囲でございます。どういふ世帯員が合算されるか、こゝろでございませぬが、大体この点はシャウプ勧告のときの限定された合算の範囲にとどめております。昭和二十四年前は、もう同居の家族ならば全部といふようなことになつておりましたけれども、十一條の三の

一項にありませぬ通り「夫と妻」父又は母とその世帯に属する子、祖父又は祖母とその世帯に属する孫、ただシャウプ勧告に基きました昭和二十五年のときには子と孫に未成年者といふことが一つついておりました。しかもまた配偶者のないといふことがついておりました。今回の提案は、配偶者のないといふ点、子のない点は、昭和二十五年と同様でございます。その点は二項の四号にございませぬ。もう一つ今回の特色は、これはシャウプ勧告にはなかつたんでございませぬけれども、「夫と妻」は先ほどから外国の立法例から明らかになります通り、文句なしの合算でございます。世帯に属する子又は孫につきましては、資産所得以外の所得が九万円以上あるといふようなものについては、合算しないといふことにいたしました点が一つの特色であるか、かゝり考えておられます。考へ方の基礎にありませぬものは、九万円という一つの目安は基礎控除と同額でございます。九万円くらゐあるなら、子供、孫につきましては、配偶者がなくても自分が勤勞所得を有して、その勤勞所得から株式を買い、あるいは不動産を買つたものだと思つて見たいいのではないかと、こゝろ御提案でございます。それからその次のポイントは合算の対象となる資産所得とは何かといふ点でございます。二項の一号にありませぬ通り利子と、配当と、不動産所得、こゝろ昭和二十五年の改正税法と同様でございます。ただ利子につきましては、別途御提案申し上げますところの特別措置法によりまして、分離課税が二年程度続くこととなり、その他長期預貯金等につきましては、別途優遇の

措置が講ぜられることになつておりますが、いずれにいたしましても、分離課税の建前が続きませぬので、今回施行になりますところの所得税におきまして、三十二年分におきましては配当所得と、不動産所得になる、こゝろに考へられるわけでございませぬ。そこでこの規定を全部突つ込んで申し上げますと、合算の方法はどういふふうにするかといふ点が第三点でございます。一言にして申し上げますれば、二号に大体現われておりますが、資産所得以外の所得金額が最大のものを、これを私どもが主たる所得者と申しまして、資産所得を除外いたしまして、家族のうち誰が一番所得が多いかといふものを見まして、その最大のものが世帯員の資産所得をます有するものとみまして、主たる所得者の所得税を計算する、そつちが主たる所得者一人がその資産所得を持つたような税金が累進税率の關係で出て参るわけでございます。それを再び世帯員の資産所得に按分いたしまして、世帯員の税額を計算いたしまして、主たる所得者と世帯員に申告していただく、こゝろにすることになるわけでございませぬ。十一條の三の三項にもありませぬように、世帯員に医療費とか雑損失とかがあつたような場合にどうするかといふことと

ございませぬが、原則といたしましては三項にありませぬ通りに、主たる世帯員に雑損失、医療費控除があつたものとみよ、こゝろにいたしてお

ります。ただ典型的な例でございませぬが、妻などの場合に、その他の所得があつて、医療費控除あるいは雑損失を妻の資産所得以外の所得から控除して

もらつた方が有利な場合には、それは

選択できるというようにしたことにはいたしてあります。で、今申し上げましたのが合算の方法でございますが、今回の合算は前回の昭和二十五年度の改正の経験からみまして、なるべく簡素化しようという趣旨をとりましたのでございませう。法文の書き方も前のときには一人一人世帯員のところで、基礎控除その他医療費控除、扶養費控除まで計算して、余った残りの所得を主たる所得者の所得に加えるというような方式でございまして、今回の改正案では今申し上げましたような、この主たる所得者の資産所得とみて税率を計算するということに、法文をできるだけ簡素化したのであります。

以上合算の規定の説明を終りました。その次は、十一條の七の生命保険料の控除制度の改正でございます。十一條の七、今回は特別措置の整理があらわしたにかかわらず、生命保険料はこれは特別措置と考へるかどうか、いろいろ考へ方があつたのでございませうけれども、貯蓄奨励の見地と住宅資金の供給と申しますか、そういう関係から、現行一万五千元の控除限度をさらに引き上げて三万円とする。ただ一万五千元をこえる部分につきましては半額だ、この半額の思想は、これは外国の立法例を見まして、払込保険料を全部引くというところは少いようでございます。生命保険料をなぜ引くかというところはなかなかむずかしい議論があるようでございませうけれども、全額引くような国は少いようでございます。イギリスでは四割引くというふうなことになつておりますが、全額引きますと、その額だけか入らなきて、従いまして契約金額がなかなか大きく上らないという点もございませう。そういう観点も考へまして、半分引いた方がむしろ一件あたりの保険金額を高めるのにも便利じゃないかというふうな考へ方もあるようでございませうので、一万五千元までは過去に置きました控除限度を尊重し、それをこえる部分につきましては半額を控除する、こういうことになつております。

十三條は、これももう要綱でも一見しておかきの通り税率の改正でございます。新しい点は税率をいたしましては、百分の十の最低税率を設けた点でございます。現在ではスタートの最初税率は百分の十五でございませうが、低額所得者の負担を考へまして、新しく百分の十の税率を設け、さらに百分の七十の税率を五万円をこえる金額につきまして設けたのでございませう。なぜここまで増税したかというところがここで問題になるわけでございますが、これは日本の所得税、外国に比しては相当低過ぎるというふうに見えてるわけでございます。アメリカでは最高九十一、実効税率は八十七、イギリスでは九十二とか申しておりますが、それらから見ましてわが国でも八十五くらいまで行つておつたことがあるようでございます。それから見まして、今度のようになつた階級区分を見ていただきますれば、大体五倍ないし六倍くらいに伸びておるわけでございます。たとえば百分の二十の税率のところは、現行は三万円をこえる金額となつておりますが、今度は二十万円をこえる金額のところは百分の二十、そういういたしますと、六・六倍、百分の四十のところを見ていただきますと、五十万円をこえる金額、現行でございませうが、今度は二百五十万円をこえる金額というふうな五倍に上つておる。こういう関係からいたしまして、最高税率もサテイスファイされるのではないかと、かように考へております。

それからその次は、第十五條でございますが、これも簡素化の見地から現在簡易税額表は六十五万円となつておりますが、今度は百万円まで上げたというものが改正の趣旨でございます。その次は、十五條の三と、十五條の四、十五條の五、これは先ほど申しました遺族年金から恩給法に基きますところの公務扶助料に転換いたしましたものが、税額控除の七千円の恩恵を受けるというところになるわけでありませうが、これは前法文は一応片づいておりますので、この点では出ておりませうが、今申しましたような関係になるというところでございませう。

その次は、十五條の六になるわけでありませう。それは配当控除の規定でございますが、御承知のように、昭和二十三年でございませうが、一五％という配当控除が設けられた、それから昭和二十五年にそのときの配当控除の趣旨については、あまりはつきりしておらなかつたのでありますが、シャウブ勸告によりまして、現在の法人税というものは、所得税の前取りだ、これを調整するものがこの配当控除だと言われおつた。それに相当するものが二五％となつておつた。それが特別措置法によりまして、三十年分及び三十一分分につきましては、三〇％に五％だけ割増されたわけでございます。この考へ方は、利子の非課税の制度が設けられたので、現行で国会修正で五％引き上げられたわけでございますが、直接投資と間接投資のバランスという理由で引き上げられたわけでございます。今回これをどうするかという点が問題になつたわけでございます。第一点の特別措置の整理によりまして、五％の割増し控除は、これは廃止する。これは利子の非課税も長期預貯金につきましては、継続いたしましたけれども、その他の部分につきましては、一〇％で課税するということになりましたので、五％の割増し控除につきましては、廃止するというところは直ちに出来るわけでございます。そこで特別措置法の整理によりまして、現行の二五％に返つたらいいじゃないかということが直ちに言われるわけでございますが、今回の改正案は課税所得が千万円未満のうちに該当するところの配当所得につきましては、百分の二十と、課税所得が千万円をこえる場合には、それをこえますところの配当所得部分につきましては百分の十というふうな改正いたしました。二段階の配当控除に改正いたしましたわけでございます。なぜか、まず二五％の配当控除率を据え置かなかつたかということが問題になるわけでございます。これは、個人、法人の課税関係をどうみるかと、非常にむずかしい議論があるわけでございますが、そのそれはともかくといたしまして、今度の改正案では非常に所得税が下るわけでございます。かりに百万円の人は現行上ずみ税率では四五％でございます。配当控除率を二〇％といたしますと、二五％の実質は課税になります。ところが今度はそうすると、百万円ぐらいの人は、大体上ずみ税率は二五％となります。そうしますと、二五％の配当控除を据え置いておきますと、全く課税にならない。今まで百万円の人は配当をもらつておりましたれば、上ずみ税率四五％のために、二五％の、本則では二〇％ぐらい課税になつておつたのが、課税にならなくなつておつたことになつたわけでございます。例へばこれは、株式というも

のは、法人独立立憲をとつて、完全なる投資物件説とみると、配当控除はいら

ない、こういう考え方もあるようでご

ざいますけれども、その考え方はとも

かくといたしまして、今申し上げまし

たような、きわめて卑近な例で改正案

を考へますと、どうも所得が下れば下

るほど、配当控除率は、配当に對しま

するところの一定割合の税額控除ござ

いますから、配当控除の率が据え置

かれますと、所得税の元の方が少くな

りますと、引かれるものの元の方が少

くなり、非常に有利になつてくる

という関係になつております。そこで

今回は、それを大原則といたしまして

二〇%に下げたらどうかというものが

一つの提案でございます。ただこの十

五條の六のカッコ書きにありますが、

この二〇%でも、これを法人擬制説的

な考へ方に立ちますと、なお有利な人が

たくさん出てくるわけでございます。

が二百万円ある、そういたしますと千

百万円でございます。

〔委員長退席、理事西川甚五郎君

着席〕

これをかりに課税所得といたしまし

て、千万円をこえますこの百万円につ

きましては二〇%、残りの百万円につ

きましては二〇%、こういう考へ方

でございます。それから給与が千五百

円、あるいは事業所得でもいんで

が、千五百円あつたりしまして、配

当が五十万円ありまして、それと課

税所得が千五百円だから二〇%の配

当控除じゃなくて、カッコ書きの規定

が働きました五十万円につきまして

一〇%の配当控除になる。千五百万円

の事業をやつておる方々は、法人税を

とられる税金というものは、もう少し

少く、配当を受けつた際に調整

される率は少く、こういふよ

は確定でケリをつけるということに

たしてあります。人員では一〇%ぐら

いの人が予定納税は要らなくなる、こ

ういふふうに見られております。

その他法人関係と共通いたします点

は法人としてまして、さういふ簡素化

の精神から改正いたしましたところの

五十三ページの三十八條の三、源泉徴

収税額の納期の特例について申し上げ

ます。現在の源泉徴収の納税の仕方

は、御承知の通り毎月分を翌月十日

までに源泉徴収していただきまして納

付していただくということになつてお

るわけでございますが、税務の簡素化

の見地から給与の支払いを受ける者が

常時十人に満たないもので滞納がない

ものという方々には三月月ごと

でいい、一月から三月、四月から六

月、七月から九月、十月から十二月ま

でと三月月ごとにまとめていただく

でございますが、そこで支払調書その

他の資料につきましては御協力願

いた、こういう趣旨で改正したわけ

でございます。そのうちには当然の改

正もございまして、七号の不

動産所得の資料でございます。法人が

家賃とか地代を支払つた場合には、そ

の支払いの資料を税務署の方に送つて

いただきます。これは全部取ろうとい

うものではございません、法人が支払

う場合だけでございます。それから

一点の改正は、八十ページの後段に

出ております。現在信託につきま

して、合同運用信託と証券投資信託以

外につきまして、計算書が政府に提出さ

れることになつております。そこで今

改正いたしました点は、この後段で

ございまして、いわゆる名義貸しとい

うようなことが言われておるわけで

ございますが、預かり配当とかいうこと

す。ところが三十二年分は四月実施

でございますので、八十四ページの

その三項にございまして、大体基礎控

除あるいは扶養控除の引き上げ、給与

所得控除の引き上げ、おのおの四分

三にしてございまして、従いまして初年

度と平年度では相当税負担が變つて

くる、こういうことになつてござい

ます。

時間の関係で所得税法は、この程度

に終らしていただきまして、法人税の

方は所得税ほど時間がかりませんで

す。簡単に御説明申し上げたいと存じ

ます。お手元に配付されておりますと

ころの法人税法の一部を改正する法律

案新旧対照表、これについて御説明申

上げます。法人税法の改正は所得税

法ほど数多くございせんが、二、三

重要な個所について申し上げます。

まず第一は、先ほど申し上げました

人格なき社団または財団で代表者また

は管理人の定めがあり、かつ収益事業

を営むもの、これは法人とみなしてこ

の法律を適用するというのが一条の二

項の改正でございます。先ほど申し上

げましたように、人格なき社団、財団

をどういふふうな税法上取り扱つかと

いうことは非常にむずかしい問題で

ございまして、収益事業部分につ

いては一つ法人税を課税しようとい

う考へ方でございます。この収益事業は

何かと申しますと、現在におきまし

て、すでに課税の先例がござい

ます。現在まあ公益法人でも御承知の通り

和二十五年分からはその収益事業部分

につきましては課税いたしております。

その収益事業は何かと申すことは法人

税法の施行規則の一条の三に規定して

あるわけでございますが、物品販売業

その他二十八業種、業種が指定してございませぬ。人格なき社団、財団の収益事業につきましても、事業場を設けて継続的にこれらの収益事業を行うものだ、こういうふうにいいたしたいと考えております。原始産業は入らない、それからまた出版業あたりで単に会員に出版物を頒布してあるような場合、こんなのは収益事業とは見ないというふうな考え方であります。先ほどから申し上げましたように、私どもの考え方は、人格なき社団によりまして一つの全然納税義務のない真空地帯ができるというところをセーブする趣旨でございまして、零細な人格なき社団の収益事業を追及するという趣旨ではございませぬ。

そこで、その次は第六条でございませぬが、重要物産免稅制度の改正でございませぬ。これは大正二年からいわゆる重要物産免稅制度として古くから続いた制度でございませぬが、非常にいろいろな批判もございませぬので、今回新しく改正いたしましたのでございませぬ。今までのように重要物産、あるいは戦争中時代の生産拡充的な感覚を捨てまして、新規産業の助成措置として重要物産免稅制度を設けたい、こういうのがその趣旨でございませぬ。第六条の二項にございませぬように、「重要物産とは、国民経済上重要と認められる新規産業に係る物産で、その製造若しくは採掘の技術が確立されてないため又は需要の見おしりが困難である等のためその製造又は採掘の事業の開始に当り採算に著しく不安があるものとして命令で指定するものをいう」、非常に長々しい条件を付けておりますが、単純な生産増加が必要だとかというふうなものが入

らない。しかも非常に採算の見通しがいい新規産業でありまして、外国技術を入れて、外国でほとんど成功している、そういうものは除くというふうな趣旨でございませぬ。それから一べん重要物産免稅の指定品目に入りますれば、なかなか抜け切れない、落とし切れないというものが、今までの習慣であつたやうでございませぬ。そこで今度は新規産業の助成措置と考へますれば、一つの期限をつけましてこの間に助成しようという間に始めたものだけを、その間にスタートしたものを助成しようという考えで、指定期限を付すことに第六条の第一項がなつております。しかも往々にして、ある企業についていわれるのでございませぬが、非常に重要物産免稅制度の恩恵を受けまして、しかも恩恵の額が非常に過大になる、どんどんもうかつておりまして、資本の回収は簡単にできたというふうなものもございませぬ。あるいは固定資産の投資額は大きいのですけれども、その相当額まで免稅になつてゐる、これはまた非常に不公平じゃないかというふうな声が上がつたわけでございませぬ。そこで重要物産の免稅品目に指定されまして、この免稅期間は、製造を開始した事業年度と、それから翌事業年度開始の日から三年以内—今までと同様な期間でございませぬけれども、免稅所得がここに書いてあります通り、固定資産、減価償却資産の取得価額の合計額の百分の四十、累計額が減価償却資産の四割までくれば、もう免稅は打ち切らうじゃないか。それで御承知の通り新規産業とかというふうなものは、一つの冒険企業であつて、将来の採算が不安だということ、とりもなおさ

ず殺下した資本が回収できるかどうか、ことに固定資産の回収が一番懸念されるわけでございませぬ。大きな機械設備を買ひまして、これが果して回収できるかどうかということが問題になるわけでございませぬが、土地なんというものは、事業をやめますれば当然買った時価で売れるものでございませぬ。たださつき申し上げました減価償却資産がスクラップになるような場合、重要物産免稅制度の適用をも受け、しかも業況が非常によくて、免稅所得の累積が四割まできたらもういいじゃないか、と申しますのは、大体三年半もたちますれば、耐用年数を十五年にいたしますれば、四割程度の減価償却ができるわけでございませぬ。で、減価償却が四割くらいまでできますれば、それは一つの資本の回収ができたというところになるわけでございませぬ。それとこれとの四割を合せますれば、大体八割くらいまで三年半くらいで資本の回収ができた、こういうことになるわけでございませぬ。そういうものと、大体減価償却資産の残りのものは、一割程度、二割というのじゃなくあつて、一割は—大体、法人税法によりまして、残存価額としましては九割までしか償却を許しませんから、一割くらいのもの、その一割は、十五年の耐用年数ならあと十二年くらいの程度で回収できるから、四割程度の頭打ち程度を新しく設けておけば、過去にありましたような非難は救済できるのではないかと、防止できるのではないかとというふうなことで、新しく免稅所得制限の規定を設けたわけでございませぬ。重要物産免稅制度につきましても大正二年からありました制度でございませぬ

が、先ほど申しましたような三点の改正点があるわけでございませぬ。その次に重要な規定は、七ページの九条の六の規定でございませぬ。三つばかり協同組合的な規定が改正になっております。そのカテゴリーは二つございませぬ。一つは漁業生産組合と森林組合の規定でございませぬ。現在では上欄にありますところのカッコ書きが現行法にはございませぬ。漁業生産組合、森林組合というものは協同組合的なものもございませぬ。その一方現在普通の法人税が課税されておりますところの企業組合的なものがあるわけでございませぬ。御承知のように法人税は、協同組合につきましても税率が三〇%でございませぬ。普通法人につきましても、今の改正案によりまして、所得金額百万円以下が三十五、百万超の部分が四十でございませぬが、協同組合と企業組合ではおのおの税率が違つてくるわけでございませぬ。ところが漁業生産組合と森林組合は、中には事業分配もといたしまして、組合の事業の補助業務を営むようなものもございませぬけれども、組合自体といたしまして一つの事業をやつておる、そうして組合員は単に組合から給付を受けるものがあつてございませぬ。それは実体において現在普通法人の税率の適用を受けておりますところの企業組合と違わないじゃないかというふうなことがよくいわれております。そこでこの漁業生産組合と森林組合は二つに分けて、ここに書いてあります通りに、当該組合の事業に従事する組合員に対しては、給付、給料を払ふものはこの中に入らない、もっぱら事業量分配金で組合員

に分配をなすものは、これは協同組合でいいという考え方でございませぬ。もう一つ改正点は、輸出水産業組合でございませぬが、これは国会立法の関係であつたかどうかわかりませんが、本来協同組合的なものが普通法人の方に入つておつたわけでございませぬ。これは今までのミスといつてもいいかわかりませぬので、修正をいたしまして、輸出水産業組合を普通法人の方から協同組合の方に税率を落すグループに入れる、こういう改正の仕方でございます。

その他こまかい規定は省略いたしまして、十条の三、十五ページでございませぬ。これも所得税の際に申し上げました外国税額の控除の修正でございませぬ。所得税は個人業者でございませぬから、国外で事業をやつておる場合も少いわけでございませぬが、法人では非常に適用が多いわけでございませぬ。外国税額の控除のところ、先ほど申し上げました損金算入と税額控除の選択制度を認めることにいたしましたのでございませぬ。その改正点が二項に表われております。二項の規定で、税額控除を受けたものは損金に算入しない、税額控除を受けなかつたものは損金に算入すると、逆に読む趣旨でございませぬ。

それからその次は十七条、これは今回の法人税法の改正いたしましたことは大きなものの改正でございませぬ。ことに中小企業の振興の音が非常に現在強いわけでございませぬが、これは中小法人の税負担を軽減する見地から、所得金額百万円以下のものについて百分の三十五、百万円をこえる金額について百分の四十、現行五十万円を引き上げたわけでございませぬ。

その次は二十六条の四でございます。欠損の繰り戻しによる還付でございます。現在御承知のように欠損の処理の方法は、法人税法におきましては将来五年間の欠損の繰り越しと前一年の繰り戻しと、この二つのことがあることは御承知の通りでございます。現行法によりますと欠損の繰り戻し、前一年の事業年度の所得に繰り戻す方は、期限後申告は認められておらないという事になっております。ところが現在のそういう趣旨は御承知のように期限後申告を認めなくても、そういう欠損は繰り越して救えるのじゃないかというのが考え方でございます。繰り戻しというより厄介な制度よりも、むしろ繰り越しというもので欠損は救えるのじゃないかと考えて参りました。たゞとては解散とか合併が急に起りました、翌期以降繰り越すことができないというよりな場合が起ります。そしてそういうことを救う意味で、これらの事由が発生したような場合には、繰り戻しを認めよう。しかも今申しました解散、合併の事由の発生した年度の欠損のみならず、その前一年以内に終了した欠損をそれぞれ一年ずつ繰り戻しを認めよう、こういうふうな緩和措置を講じているわけでございませう。で、若干付則に入りまして重要な点を申し上げます。

重要物産制度でございますが、四十四ページの八項、九項、十項、十一項、ここに規定されておるところでございます。御承知のように重要物産制度は、先ほど申し上げましたように、根本的に新規産業助成の措置というふうな考えられた。しかもその措置は相当制限的な規定になっております。これらの規定をいつから施行するか。ま

た過去におきまして重要物産免稅制度の恩恵を受けておつたものをごらするか、こういう点が問題になるわけでございます。そこで新法は、四月一日以降新設、増設するものについて適用し、旧法の規定の適用を受けるものはなお従前の例によるという事になりました。これは税法の特例でございます。ただ、しばしば言われることとございませうが、新法によりますと、いろいろな所得制限がつきまして、減価償却資産の四割までしか免稅所得はいかない。それと旧法によりますと逆に一日違いでかえって指定から落されたものにつきましては無制限に免稅がいく。しかも三年半も継続するということになりますれば不権衡だということもあるわけでございます。けれども、一応旧法のものにつきましては旧法の既得権を尊重するような建前をとっております。これが八、九、十というふうなところに書いてございます。しかも十一項を見ますと、現在一応重要物産免稅制度はございまして、税制調査会あたりではこの改廃をめぐって議論があつたわけでございますが、その制度の恩恵を受けるために現在工事の施行中のものが相当あるわけでございませう。それが三月三十一日に完全にでき上りますれば問題はないわけでございます。それと申すけれども、何と申すまでも固定設備の多い産業でございますので、中にはそれと申すのもありはせんかといふおそれがございます。しかし大部分の産業はそういうふうなかけ込みでやつて参りますと、非常に弊害が多かろうございませうから、制限がなかなか引けないということになりますので、そこで昭和三十三年一月一日において工事を行つたあつたもの、しか

もこれは特殊なものしか私どもも考えておりませんが、非常に輸入がおくられて機械が入つた等の事由によるようなものを命令で指定いたしました。現在好景気のためにどんどん今のところ指定されておりますところの重要物産免稅制度の恩恵を受けるためのかけ込み増設といふものは、この規定に入れる趣旨ではございません。特殊なものだけに、輸入その他やむを得ない原因でおくれたものだけ入れるのがこの十一項の趣旨でございます。

それから四十八ページの第四条ノ七ノ二でございます。國稅徵收法の規定の改正でございます。先ほどからたびたび申し上げておりますところのいわゆる人格なき社団、財団の課稅關係を明らかにいたしました。今までの課稅關係は御承知の通り、所得稅、法人稅の面から若干の明確性を欠いた点がありましてと同時に、徵收の面におきまして人格なき社団財團關係の徵收關係の規定が整備されていなかったということが、一つの課稅のみならず、徵收の面におきまして明確さを欠いた点があつたわけでございます。そこで今回は人格なき社団、財団の課稅關係の改正とあわせて、國稅徵收法を改めまして、これを法人とみましてこの法律を適用するということにいたしました。従いまし、人格なき社団の有する財産にかかつてくる有限責任的なものには、人格なき社団から収益の分配を受けるような場合、財産の分配を受けるものは、受けた限度におきまして責任を有するといふようなことが書いてございませう。人格なき社団でございます。たとえば何々会社というふうなものが銀行預金なんかを個人の名前でして

例が多いわけでございますが、それを中心として、しかもその代表者個人とまぎらわしい点が多々あるわけでございますので、往々にして代表者の私的な方の財産の方にくしておそれなきにしもあらずというわけで、そんな点を考えまして、救済規定も設けまして取り戻しの請求の規定を設けております。取り戻し請求している期間は滞納処分、あるいは公売ができないというふうなことも、國稅徵收法の整備といたしまして規定しているわけでございます。

二月十八日日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、稅關支署の設置に關し承認を求めらるるの件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、稅關支署の設置に關し承認を求めらるるの件

神戸稅關今治稅關支署松山出張所ほか三稅關官署を別紙のとおり稅關支署とする必要があるので、その設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、國會の承認を求めらるる。

ますし、次の委員会において御要求を願いたいと思ひます。

本日は、これにて閉會いたします。

午後零時二十九分散會

別紙

新設する稅關の支署

所轄稅關	支署名	位置	管轄區域
神戸	松山	松山市	愛媛県のうち 松山市 入輪浜市 宇和島市 大洲市 伊予市 上浮穴郡 温泉郡 伊予郡 喜多郡 西宇和郡 東宇和郡 北宇和郡 南宇和郡
大阪	宮津	宮津市	京都府のうち 宮津市 与謝郡 中郡 竹野郡 熊野郡
門司	佐伯	佐伯市	大分県のうち 佐伯市 竹田市 南海部郡 大野郡 直入郡
函館	宮古	宮古市	岩手県のうち 盛岡市 宮古市 岩手郡 下閉伊郡 紫波郡

備考

廃止する税関の出張所

所轄税関	出張所名	位置
神戸	今治税関支署松山出張所	松山市
大阪	舞鶴税関支署宮津出張所	宮津市
門司	津久見税関支署佐伯出張所	佐伯市
函館	釜石税関支署宮古出張所	宮古市